

東京都港区港南二丁目15番3号  
NECキャピタルソリューション株式会社  
代表取締役社長 今 関 智 雄

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途がたない状況を踏まえ、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2頁のご案内に従って、2021年6月28日（月曜日）午後4時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日の様様につきましては、後日、当社ホームページ（<https://www.necap.co.jp/>）からご視聴いただけます。

敬 具

### 記

日 時	2021年6月29日（火曜日）午前10時（開場午前9時）	
場 所	東京都港区芝公園二丁目5番20号 ホテルメルパルク東京 4階 孔雀（くじゃく）の間 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。）	
目 的 事 項	報 告 事 項	第51期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決 議 事 項	
	第1号議案	取締役9名選任の件
	第2号議案	監査役1名選任の件
	第3号議案	取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

- (注) 1. 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、日時や場所が変更となる場合がございます。当社ホームページ（<https://www.necap.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
2. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- なお、代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明す

る書面を株主総会前に当社にご提出ください。

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.necap.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類（連結注記表及び個別注記表を含む。）の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<https://www.necap.co.jp/>) への掲載によりお知らせいたします。

## 《議決権行使についてのご案内》

当日のご出席に代えて、次のいずれかの方法により議決権を行使することができます。

### 【議決権行使書郵送による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後4時までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権行使】

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承のうえ議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って2021年6月28日（月曜日）午後4時までに議案の賛否をご登録ください。

- インターネット等による議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただく方法とスマートフォンを用いた方法によるのみ可能です。ご利用方法につきましては後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。  
【議決権行使サイトURL】 <https://www.web54.net>
- インターネット等による議決権行使は、2021年6月28日（月曜日）午後4時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。
- 議決権行使書の郵送とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等によって複数回数、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。

### 【議決権行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使期間 00000000000000

議案	賛成	反対	棄権
議案第1号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
議案第3号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

NECキャピタルリソリューション株式会社  
住所: 2021年6月28日開催の株主総会  
5. 議決権行使書(議決権行使書)を  
おにのりする有価証券(株主名簿)を  
おにのりする有価証券(株主名簿)を  
おにのりする有価証券(株主名簿)を

2021年 6月 日

00000000

NECキャピタルリソリューション株式会社

066730000000000100720 K1T-00000001#

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを優先とします。  
株主総会にご出席の際は、この用紙の返りも取り戻さずそのままご提出ください。

各議案の賛否をご表示ください。

#### 【第1号議案】

全員賛成の場合・・・「賛」の欄に○印  
全員反対の場合・・・「否」の欄に○印  
一部の候補者を反対する場合

「賛」の欄に○印をし、右欄に反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 【第2号議案】

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印  
反対の場合・・・「否」の欄に○印

#### 【第3号議案】

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印  
反対の場合・・・「否」の欄に○印



# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

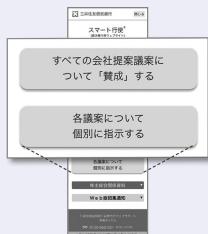
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

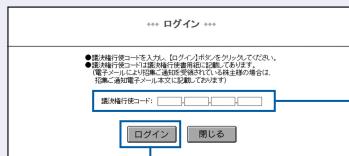


- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

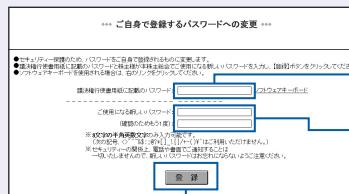
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ】  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）

☎ 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家のみさまへ

機関投資家のみさまにつきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役9名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、企業価値の継続的向上及び取締役会の適切な構成を図るべく、独立社外取締役を2名から3名に増員し、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1 再任候補者	いま ぜき とも お 今 関 智 雄	男性	代表取締役社長	100 % (14回/14回)
2 再任候補者	なが い かつ のり 永 井 克 紀	男性	代表取締役、 執行役員常務	100 % (11回/11回)
3 再任候補者	て づか しゅう いち 手 塚 修 一	男性	取締役、 執行役員常務	100 % (14回/14回)
4 新任候補者	あら い たかし 新 井 貴	男性	執行役員	—
5 再任候補者	な わ たか し 名 和 高 司	男性	社外取締役 独立役員	100 % (14回/14回)
6 新任候補者	はぎ わら たか こ 萩 原 貴 子	女性	社外 独立役員	—
7 新任候補者	やま がみ あさ こ 山 神 麻 子	女性	社外 独立役員	—
8 再任候補者	おお く ぼ さと し 大久保 智 史	男性	社外取締役	100 % (14回/14回)
9 再任候補者	なが い たか のり 永 井 孝 典	男性	社外取締役	100 % (11回/11回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数		
1	再任候補者  いまぜき ともお 雄 (1959年3月24日生)	1981年4月	日本電気(株) 入社	11,900株		
		2003年7月	NECパーソナルプロダクツ(株) 経営企画部長			
		2007年5月	日本電気(株) 財務部IR室長			
		2009年4月	NECインフロンティア(株) 執行役員			
		2012年6月	当社 取締役、執行役員			
		2015年4月	当社 代表取締役、執行役員常務			
		2017年6月	当社 代表取締役社長(現任)			
		(取締役候補者とした理由)				
		今関智雄氏は、長年にわたり経理、経営企画を担当するほか、経営者としての豊富な経験と高度な知識を有し、2012年に当社の取締役に就任し、2017年からは代表取締役社長として経営の指揮を執っております。同氏が当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる人物として、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。				
2	再任候補者  ながい かつのり 克紀 (1963年5月28日生)	1986年4月	日本電気(株) 入社	700株		
		2015年4月	同社 九州支社長			
		2017年4月	同社 関西支社長			
		2019年4月	当社 取締役執行役員常務付主幹			
		2020年4月	当社 執行役員常務			
		2020年6月	当社 代表取締役、執行役員常務(現任)			
		(取締役候補者とした理由)				
永井克紀氏は、営業全般及び経営における豊富な経験と高度な知識を有し、2020年に当社の取締役に就任し、代表取締役執行役員常務として務めております。同氏が営業部門を指揮し当社グループの事業の拡大・推進にその経験と見識をいかに発揮していることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。						
3	再任候補者  てづか しゅういち 修一 (1958年8月25日生)	1983年4月	日本電気(株) 入社	4,800株		
		2009年4月	同社 事業支援部 勤労統括マネージャー			
		2011年4月	NEC Asia Pacific Pte.Ltd Vice President RHR			
		2014年4月	日本電気(株) ビジネスイノベーション企画本部 シニアエキスパート			
		2015年4月	当社 人事総務部長			
		2016年4月	当社 執行役員兼人事総務部長			
		2016年6月	当社 取締役、執行役員兼人事総務部長			
		2017年4月	当社 取締役、執行役員			
		2017年6月	当社 取締役、執行役員常務(現任)			
		(重要な兼職の状況)			(株)リサ・パートナーズ 取締役	
(取締役候補者とした理由)						
手塚修一氏は、人事、総務、法務を担当するほか、経営管理態勢の強化等において豊富な経験と高度な知識を有し、2016年に当社の取締役に就任し、2017年からは取締役執行役員常務として務めております。同氏が当社の経営管理態勢強化においてその経験と見識をいかに発揮していることから、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。						

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
4	新任候補者  あら 貴 新 井 新 井 貴 (1963年6月26日生)	1988年4月	日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行) 入行	0株
		2008年3月	同行 新事業・技術投資グループ次長	
		2009年6月	同行 企業投資グループ次長	
		2012年6月	同行 中国支店次長	
		2014年4月	当社 執行役員常務付兼(株)リサ・パートナーズ取締役	
		2016年4月	当社 執行役員兼(株)リサ・パートナーズ取締役執行役員	
		2017年4月	当社 執行役員兼(株)リサ・パートナーズ取締役常務執行役員(現任)	
		(重要な兼職の状況) (株)リサ・パートナーズ 取締役  (取締役候補者とした理由) 新井貴氏は、金融機関出身者として金融に関する豊富な経験、高度な知識や金融業界における幅広い人脈を有し、2016年からは当社の執行役員を務め、2017年からは当社子会社の(株)リサ・パートナーズの取締役常務執行役員として務めております。同氏の経験や知見を当社の経営に活かしていただくことを期待し、取締役として選任をお願いするものであります。		
5	再任候補者 独立役員  な お 高 名 和 高 司 (1957年6月8日生)	1980年4月	三菱商事(株) 入社	0株
		1991年4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク 入社	
		2001年6月	同社 ディレクター	
		2010年6月	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授(現任)	
		2011年6月	当社 社外取締役(現任)	
		(重要な兼職の状況) (株)ジェネシスパートナーズ 代表取締役社長 (株)ファーストリテイリング 社外取締役 味の素(株) 社外取締役 SOMPOホールディングス(株) 社外取締役		
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 名和高司氏は、一橋大学大学院の国際企業戦略研究科教授を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、社外の客観的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏の経験や知見を活かした監督と助言・提言を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後も引き続き指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
6	<p>新任候補者 独立役員</p> <p>はぎわら たかこ 萩原 貴子 (1961年3月12日生)</p>	1984年4月	ソニー(株) 入社	0株
		2002年4月	同社 ネットワークサービスビジネスカンパニー人事部統括部長	
		2006年4月	同社 人材開発部統括部長	
		2008年2月	同社 ダイバーシティ開発部統括部長	
		2014年4月	ソニー希望・ソニー光(株)(特例子会社) 代表取締役	
		2014年4月	独立行政法人国立女性教育会館外部評価委員 (現任)	
		2015年2月	(株)グリーンハウス取締役・Chief Health Officer	
		2020年7月	(株)DDD 代表取締役 (現任)	
		(重要な兼職の状況) ツインバード工業(株) 社外取締役		
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 萩原貴子氏は、ソニー(株)の関連会社の代表取締役を務めた経験があるほか、現在は他の事業会社の代表取締役や社外役員を務められ、経営者としての豊富な経験や人事・人材開発に関する高度な知識を有しております。同氏の経験や知見を活かした監督と助言・提言を行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後は指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。		
7	<p>新任候補者 独立役員</p> <p>やまがみ あさこ 山神 麻子 (1970年1月1日生)</p>	1999年4月	弁護士登録、太陽法律事務所(現ポールヘイスティングス法律事務所) 入所	0株
		2005年10月	ウォルト・ディズニー・ジャパン(株) (出向)	
		2006年5月	日本アイ・ビー・エム(株)入社	
		2012年7月	名取法律事務所(現ITN法律事務所) パートナー (現任)	
		2016年1月	日本弁護士連合会国際室長	
		(重要な兼職の状況) カゴメ(株) 社外取締役 (監査等委員) (株)ニコン 社外取締役 (監査等委員)		
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 山神麻子氏は、弁護士として企業法務や国際法務に精通し、コンプライアンス等に関する専門的な知識と経験を有しており、他の事業会社の社外役員も務められております。同氏の経験や知見を活かした監督と助言・提言を行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、選任後は指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
8	再任候補者  おおくぼ さとし 大久保 智史 (1969年1月7日生)	2005年3月	日本電気(株) 入社	0株
		2013年4月	同社 経営企画本部関連企業部シニアマネージャー	
		2014年4月	同社 経営企画本部コーポレートアライアンス部プロジェクトディレクター	
		2017年4月	同社 コーポレートアライアンス本部プロジェクトディレクター	
		2018年4月	同社 経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長(現任)	
		2018年6月	当社 社外監査役	
		2020年6月	当社 社外取締役(現任)	
		(重要な兼職の状況) (株)高砂製作所 取締役 NECファシリティーズ(株) 取締役 NECネクサソリューションズ(株) 監査役 NECフィールドディング(株) 監査役		
9	再任候補者  ながい たかのり 永井 孝典 (1970年9月17日生)	1993年4月	日本電気(株) 入社	0株
		2015年4月	同社 エンタープライズ企画本部長代理	
		2016年4月	同社 営業企画本部長代理	
		2017年4月	同社 社会公共企画本部長代理	
		2019年4月	同社 社会公共企画本部長(現任)	
		2020年6月	当社 社外取締役(現任)	
		(社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要) 永井孝典氏は、日本電気株式会社の社会公共企画本部長として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しております。また、当社の社外取締役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。同氏の経験や知見を活かした監督と助言・提言を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 名和高司氏、萩原貴子氏、山神麻子氏、大久保智史氏及び永井孝典氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の独立性について

- ① 名和高司氏、萩原貴子氏及び山神麻子氏につきましては、過去に当社または当社の子会社の業務執行者または役員となつたことはなく、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員となつたこともありません。
- ② 大久保智史氏及び永井孝典氏につきましては、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人であります。
- ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役及び使用人としての報酬を除く)を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。

- ④ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 在任中に不当な業務執行が行われた事実及びその事実の発生防止のために行った行為並びに発生後の対応について名和高司氏、大久保智史氏及び永井孝典氏の在任中に不当な業務執行が行われた事実はありません。
4. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外取締役（会社法第427条第1項の業務執行取締役等である者を除きます。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、名和高司氏、大久保智史氏及び永井孝典氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、萩原貴子氏及び山神麻子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任又は選任された場合には各候補者は当該契約の被保険者となります。保険料については、当社が全額負担しております。
6. 名和高司氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、萩原貴子氏及び山神麻子氏は、同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、独立役員として届け出る予定であります。

**【独立性判断基準について】**

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたり、法令に定める社外性の要件に加え、株式会社東京証券取引所が定める独立性判断基準等を踏まえ、候補者を選定しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役音田亘氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
再任候補者	1982年4月	日本電気(株) 入社	1,100株
	2008年7月	同社 社会インフラソリューション企画本部経理部長	
	2012年6月	NECエンジニアリング(株) 取締役執行役員	
	2015年6月	同社 執行役員	
	2017年4月	NECプラットフォームズ(株) 経理部主席事業主幹	
	2017年6月	当社 社外監査役(現任)	
おとだ 音田 亘 (1958年12月4日生)	(社外監査役候補者とした理由) 音田亘氏は、日本電気株式会社等において長年にわたり経理部門の業務に従事され、財務・会計に関する専門的知識を有しております。2017年6月からは常勤社外監査役として、その職務を適切に遂行していただいていることから、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。		

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 音田亘氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

①音田亘氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役及び使用人としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。

②同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

③同氏は、過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者である日本電気株式会社の使用人となったことがあります。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。候補者が再任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。保険料については、当社が全額負担しております。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月26日開催の第42期定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役分は80百万円以内）とご承認いただいております。

当社は2012年度から役員持株会を通じた株式取得型報酬制度を導入し、株主の皆様との価値共有を図って参りました。今般、上記の報酬枠の範囲内で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てることによりこれまで以上に株式の保有を高め、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有をより一層進めることを目的として、同制度を導入することにいたしましたので、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について処分を受けるものとし、これにより処分をされる当社の普通株式の総数は、年21,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役5名）となります。

また、譲渡制限付株式付与のために処分をされる当社の普通株式の総額は年額31百万円以内といたします（譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の自己株式の処分が行われるものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しませんが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。）。なお、これによる当社の普通株式の処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役の地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に取締役の地位も喪失した場合には、当該喪失までの期間に応じて算定した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除し、当社は、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等がなされる場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができる。
- (5) 上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会で定める。

なお、当社は2021年5月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を変更しておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、本割当株式の価値を割当に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は、前記年額の上限の範囲内とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

## (1) 当連結会計年度の事業の状況

## ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、2020年5月の緊急事態宣言解除以降、政府の各種新型コロナウイルス感染症対策等により持ち直しの動きが見られ始めていたところ、第三波となる新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い再度緊急事態宣言が発出されると、急激に先行きの不透明感が増す状況となりました。ワクチン接種の開始や「ニューノーマル」に向けたICTインフラの整備は進むものの、変異株による国内外の感染再拡大を抑制するには至らず、今後の経済活動の見通しについては引き続き注視していく必要があると考えております。

当社グループの属するリース業界においては、業界全体の2020年4月から2021年3月累計のリース取扱高は、前期比14.1%減の4兆5,517億円となっております。(出典：公益社団法人リース事業協会「リース統計」)

このような状況下において、当社賃貸・割賦事業の契約実行高は前期比0.3%増、成約高は同4.6%増となりました。前期にWindows10の入替需要を背景とした情報通信機器の大幅な増加や大型のベンダーファイナンス案件の獲得等があったものの、当期はコロナ禍におけるGIGAスクール案件やテレワーク対応の需要等を着実に取り込んだことに加え、米国のNEC Financial Services, LLCを連結子会社化したことなどが奏功し、契約実行高、成約高共に前期比増加となりました。

ファイナンス事業においては、主に短期の貸付である個別ファクタリングの減少により、契約実行高、成約高共に前期を下回る結果となりました。これは主に、顧客の売掛債権等の減少に伴い、ファクタリングの対象となる債権残高が減少したことや、大型案件の減少によるものであります。

リサ事業においては、前期にファンドによる大型の営業投資有価証券や販売用不動産の売却等を計上したことにより、売上高、営業利益共に前期を下回る結果となりました。また、当期においては不動産ビジネス等の先行費用を計上したこと等により、第3四半期連結累計期間では営業損失となっておりますが、第4四半期において不動産の売却収益等を計上したことから年間の営業利益はプラスに転じております。

その他の事業においては、前期に大型の案件を計上したことから売上高は減少しているものの、当期に高収益の売却案件を計上したことや、ヘルスケアの賃料収入、及び太陽光売電売上の増加等により、売上総利益、営業利益共に前期を上回りました。

経営成績においては、リサ事業は前期比減収となるものの、賃貸・割賦事業が伸長したこと等から売上高は前期並みとなりましたが、前期にリサ事業において大型の営業投資有価証券や販売用不動産の売却益等があったことから、売上総利益は前期を下回りました。また、販売費及び一般管理費が海外事業拡大に伴う費用等により増加し、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益についても前期を下回る結果となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高2,212億55百万円(前期比0.2%増)、営業利益59億65百万円(同28.1%減)、経常利益60億89百万円(同33.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益41億18百万円(同19.5%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

イ. 賃貸・割賦事業

賃貸・割賦事業の売上高は、前期比10.1%増の1,925億73百万円となり、営業利益は売上高の増加等により、前期比7億17百万円増加し35億57百万円となりました。

ロ. ファイナンス事業

ファイナンス事業の売上高は、金利収益の減少等により前期比9.2%減の66億17百万円となり、営業利益は貸倒引当金繰入額の計上等により、前期比4億28百万円減少し26億77百万円となりました。

ハ. リサ事業

リサ事業の売上高は、前期にファンドによる大型の営業投資有価証券の売却や販売用不動産の売却があったことから、前期比57.9%減の68億1百万円となり、営業利益は売上高の減少等により、前期比30億90百万円減少し9億55百万円となりました。

ニ. その他の事業

その他の事業の売上高は、前期に大型の賃貸資産の売却があったこと等により、前期比31.8%減の153億12百万円となり、営業損益は当期に高収益の賃貸資産の売却があったことなどから、前期比5億28百万円改善し3億97百万円となりました。

## ② 設備投資の状況

イ. 賃貸資産

当連結会計年度における賃貸資産設備投資（無形固定資産を含む）の新規取得高は、190億57百万円であります。

ロ. 社用資産

当連結会計年度における社用資産の設備投資は、主にソフトウェアの新設・拡充等の7億55百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

資金調達面では、安定的な資金調達と資金コストの低減の両立を基本方針としております。資産構成への適合性にも配慮し、長期資金と短期資金、間接調達と直接調達のバランスを図っており、また、金融情勢の変動に対し柔軟に対応できるよう、これまで調達手段の多様化を実践してまいりました。

当連結会計年度末の有利子負債残高につきましては、8,803億45百万円と前連結会計年度末の8,412億69百万円から390億76百万円増加しております。

当連結会計年度における調達施策といたしましては、企業のESG（Environmental(環境)、Social(社会)、Corporate Governance(企業統治))側面の取組や情報開示、SDGs（Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))達成への貢献に対して評価を受けた「ポジティブ・インパクト金融原則適合型ESG/SDGs評価融資」により、資金調達の多様化を進め、金融環境の変化への対応力を強化いたしました。また、2020年11月に第18回無担保社債を発行し、調達チャネルの安定基盤構築に努めました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高に占める直接金融比率は40.5%、長短比率については、短期比率が33.1%となっており、当社としては足元の経済環境や市場環境を踏まえると、適正水準にあるものと認識しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、当社が米国に設立いたしました特別目的子会社であるNEC Capital Solutions America, Inc.を通じて、2020年11月30日付で米国においてテレコム機器リース・ファイナンス事業などを展開するNEC Financial Services, LLCを、NEC Corporation of Americaより全持分25百万米ドルで取得いたしました。

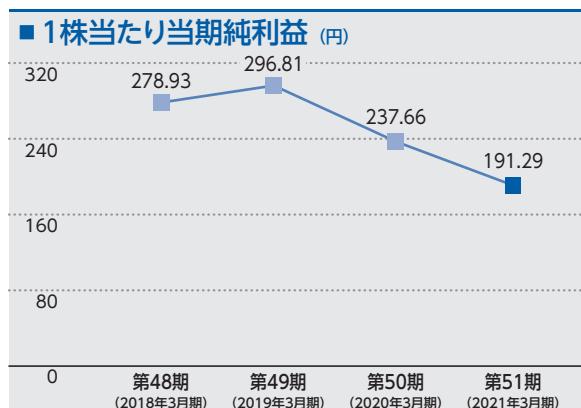
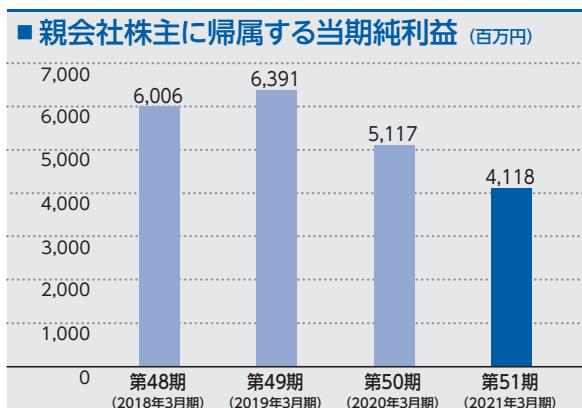
(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2018年3月期)	第 49 期 (2019年3月期)	第 50 期 (2020年3月期)	第 51 期 (当期) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	231,432	204,131	220,716	221,255
営 業 利 益 (百万円)	12,674	8,929	8,292	5,965
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	6,006	6,391	5,117	4,118
1 株当たり当期純利益 (円)	278.93	296.81	237.66	191.29
総 資 産 (百万円)	906,495	895,683	997,510	1,057,653
純 資 産 (百万円)	110,989	105,999	105,248	113,885

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 48 期 (2018年3月期)	第 49 期 (2019年3月期)	第 50 期 (2020年3月期)	第 51 期 (当期) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	184,922	186,627	197,438	209,914
営 業 利 益 (百万円)	5,899	5,573	5,127	4,564
当 期 純 利 益 (百万円)	4,527	3,355	3,200	3,366
1 株当たり当期純利益 (円)	210.25	155.85	148.64	156.36
総 資 産 (百万円)	855,531	858,830	957,891	1,012,614
純 資 産 (百万円)	84,847	86,460	88,458	90,573



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
キャピテック&リポートテクノロジーサービス株式会社	100百万円	100.0%	ICT関連サービス事業、中古物品売買等
株式会社リサ・パートナーズ	100百万円	99.9%	企業投資、債権投資、不動産、ファイナンス、アドバイザリー業務
日本電気租賃香港有限公司	HK \$ 32,000,000	100.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等
NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited	SG \$ 12,000,000	100.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等
NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd.	MYR30,000,000	100.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等
NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.	THB60,000,000	49.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等
NEC Capital Solutions America, Inc.	US\$25,300,001	100.0%	持株会社（米国における賃貸事業、ファイナンス事業等）
NEC Financial Services, LLC	US\$12,000,000	100.0%	賃貸事業、ファイナンス事業等

#### ③ 重要な関係会社の状況

日本電気株式会社は当社の議決権総数の37.66%、三井住友ファイナンス&リース株式会社は当社の議決権総数の24.98%を保有しており、両社は当社の関係会社であります。

### (4) 対処すべき課題

日銀のマイナス金利導入など、異次元の金融緩和が継続する中、当社が事業展開するリース・企業金融市場における競争は引き続き厳しい状況が継続しております。加えて、2020年1月下旬以降、新型コロナウイルス感染症拡大による個人消費や企業活動の停滞に伴い、新規リース取扱高の減少、与信コストの増加、資金調達コストの増加、為替変動幅の拡大などが懸念されます。一方で、経営基盤強化として昨年より進めてきた新型コロナウイルス感染症対策により、持続的な企業活動を維持できるICTインフラの整備や社内体制の構築が進み、当社社員が感染した場合においても、当社グループの経営成績に及ぼす影響は限定的であると考えております。しかしながら、足下の新型コロナウイルス変異株の拡散などにより、想定外の影響が出る可能性も懸念されることから、これらの内外環境による対処すべき課題に対し、当社グループとしては、より一層の危機管理能力強化によって事業活動の継続性を確実にしていくと共に、従来からのNECグループにおける販売金融機能を核としつつ、NECグループが得意とする社会インフラ、ICTインフラ等の領域における投融資、プロジェクトファイナンスの組成、また、ICTアセット周辺に発生する様々なビジネス機会の開拓等を通して、継続的な成長を図っていく所存です。

### (5) 企業集団の主要な事業セグメント (2021年3月31日現在)

事業セグメント	事業内容
賃貸・割賦事業	情報通信機器、事務用機器、産業・土木・建設機械等の賃貸（リース・レンタル）及び割賦販売業務等
ファイナンス事業	金銭の貸付業務、ファクタリング業務及び営業目的の収益を得るために所有する有価証券の投資業務等
リサ事業	株式会社リサ・パートナーズが行っている企業投資、債権投資、不動産、ファイナンス及びアドバイザー業務
その他の事業	物品売買、賃貸取引の満了・中途解約に伴う物件売却、手数料取引、ベンチャー企業向け投資、ヘルスケア関連及び太陽光発電電業業務

### (6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

#### ① 当社

本 社	東京都港区			
支 店	北海道支店（札幌市） 千葉支店（千葉市） 中部支店（名古屋市） 四国支店（高松市）	東北支店（仙台市） 西東京支店（立川市） 北陸支店（金沢市） 九州支店（福岡市）	関東支店（さいたま市） 神奈川支店（横浜市） 関西支店（大阪市）	新潟支店（新潟市） 静岡支店（静岡市） 中国支店（広島市）

#### ② 子会社

キャピテック&リポートテクノロジーサービス株式会社	本社（東京都港区）
株式会社リサ・パートナーズ	本社（東京都港区）
日本電気租賃香港有限公司	香港
NEC Capital Solutions Singapore Pte. Limited	シンガポール
NEC Capital Solutions Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
NEC Capital Solutions (Thailand) Ltd.	タイ
NEC Capital Solutions America, Inc.	アメリカ
NEC Financial Services, LLC	アメリカ

**(7) 従業員の状況** (2021年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
811名	27名増

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。なお、従業員には、パート・嘱託・派遣は含んでおりません。

**② 当社の従業員の状況**

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
632名	23名増	42.0歳	13.2年

(注) 従業員数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。なお、従業員数には、パート・嘱託・派遣は含んでおりません。

**(8) 主要な借入先の状況** (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	104,939百万円
株式会社日本政策投資銀行	42,700百万円
三井住友信託銀行株式会社	40,988百万円
株式会社三菱UFJ銀行	40,908百万円
株式会社みずほ銀行	34,673百万円

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

その他企業集団の現況に関する重要な事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 86,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,533,400株
- ③ 株主数 22,925名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本電気株式会社	8,110千株	37.66%
三井住友ファイナンス&リース株式会社	5,380千株	24.98%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	700千株	3.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	605千株	2.81%
三井住友信託銀行株式会社	200千株	0.92%
住友生命保険相互会社	200千株	0.92%
野村信託銀行株式会社(投信口)	177千株	0.82%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	177千株	0.82%
三井住友海上火災保険株式会社	140千株	0.65%
GOLDMAN SACHS BANK EUROPE SE	138千株	0.64%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式(541株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員 の 状況

## ① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	今 関 智 雄	
代 表 取 締 役	永 井 克 紀	執行役員常務
取 締 役	手 塚 修 一	執行役員常務 株式会社リサ・パートナーズ 取締役
取 締 役	夏 目 範 夫	執行役員
取 締 役	名 和 高 司	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授 株式会社ジェネシスパートナーズ 代表取締役社長 株式会社ファーストリテイリング 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役 SOMPOホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	板 谷 正 徳	
取 締 役	大久保 智 史	日本電気株式会社 経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長 株式会社高砂製作所 取締役 NECファシリティーズ株式会社 取締役 NECネクサソリューションズ株式会社 監査役 NECフィールドディング株式会社 監査役
取 締 役	永 井 孝 典	日本電気株式会社 社会公共企画本部長
常 勤 監 査 役	音 田 亘	
常 勤 監 査 役	村 井 克 行	ヘルスケアアセットマネジメント株式会社 監査役
監 査 役	二 瓶 俊 哉	日本電気株式会社 エンタープライズ企画本部経理部長
監 査 役	南 治 孝 司	日本電気株式会社 財務部CCC改革推進室長

- (注) 1. 取締役名和高司氏、取締役板谷正徳氏、取締役大久保智史氏及び取締役永井孝典氏は、社外取締役であります。
2. 監査役音田亘氏は、常勤の社外監査役であります。監査役二瓶俊哉氏及び監査役南治孝司氏は、社外監査役であります。
3. 次の各監査役は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・社外監査役音田亘氏は、日本電気株式会社等において、長年にわたり経理部門の業務に従事しておりました。
  - ・社外監査役二瓶俊哉氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門の業務に従事しております。
  - ・社外監査役南治孝司氏は、日本電気株式会社において、長年にわたり経理部門・財務部門の業務に従事しております。
4. 取締役名和高司氏及び取締役板谷正徳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## ② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大久保智史	2020年6月22日	辞任	社外監査役 日本電気株式会社 経営企画本部長代理兼経営企画本部関連企業部長 株式会社高砂製作所 取締役 NECファシリティーズ株式会社 取締役 NECネクサソリューションズ株式会社 監査役

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役（常勤の社外監査役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第427条第1項、第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び当社の子会社（会社法上の子会社又は子会社に該当していた法人）の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、被保険者が当社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを目的とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。

当社は、上記の保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害を填補の対象としない免責額の定め及び損害の一部を被保険者自身の負担とする旨の定めを設けております。

### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

#### 1. 報酬の基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとします。具体的には、業務執行の役割を担う取締役の報酬は、監督機能に対する監督報酬及び執行機能に対する執行報酬（内訳として、基本報酬、業績報酬及び株式取得型報酬）により構成することを取締役会決議により決定しております。

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置付けており、任意の指名・報酬委員会を設置し、同委員会が役員候補者の指名と役員報酬の審議及び答申をすることとしております。

当社の役員報酬に関する株主総会の決議年月日は、第42期定時株主総会の2012年6月26日であり、決議の内容は、取締役の報酬限度額は年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）、監査役の報酬限度額は年額80百万円以内となっております。当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）です。取締役の報酬等については、株主総会で決定した報酬限度額内において、2012年度より導入した役員報酬制度にもとづき、指名・報酬委員会が審議をして

おります。

当社の指名・報酬委員会は、過半数を独立社外取締役で構成し、議長は委員の互選により選任しております。取締役の個別の評価及び報酬額に関しては、指名・報酬委員会が審議し、取締役会より一任を受けた代表取締役社長に対し答申した後、代表取締役社長は答申に基づき決定しております。

一方、監査役の報酬等については、株主総会で決定した報酬限度額内において、監査役の協議により決定しております。

## 2. 報酬の構成

### i. 取締役報酬

取締役の報酬は、取締役の職務対価としての「監督報酬」と執行責任に対する対価としての「執行報酬」により構成しております。

監督報酬は役位によらず固定報酬で設定し、執行報酬は役位別の基準額をもとに業績達成度に応じて算出しております。各報酬の内容は以下のとおりです。

監督報酬：取締役会の構成員としての執行取締役及び執行役員の業務執行の監督、監視及び意思決定の職務執行に対する対価であり、役位に関わらず固定報酬で設定しております。

執行報酬：業務執行取締役としての職務執行に対する対価であり、固定報酬と業績連動報酬で設定しております。

執行報酬の構成は、基本報酬（役割・責任に対して設定をする固定報酬）、業績報酬（役位別に基準額を設定し、評価に応じ基準額の0～200%の範囲で変動する報酬）及び株式取得型報酬（役位別に基準額を設定し、評価に応じ基準額の0～200%の範囲で株式購入資金を支給し役員持株会を通じて自社株を購入する報酬）であります。

また、執行報酬については、業績連動報酬と業績連動報酬以外の支給割合を定めており、業績連動報酬を基準額の100%とした場合、執行報酬の60%を固定報酬の基本報酬とし、執行報酬の40%を業績連動の変動報酬として設定しております。

なお、業績連動報酬を基準額の100%とした場合の取締役報酬の内訳は、以下のとおりとなります。

	固定報酬		業績連動報酬	
		監督報酬	執行報酬	
全役職	固定報酬	基本報酬 (固定報酬)	業績報酬 (変動報酬)	株式取得型報酬 (変動報酬)
		執行報酬の60%	執行報酬の25%	執行報酬の15%

### ii. 監査役報酬

監査役の報酬は、その職責が取締役の職務執行の監査であることから、固定の月額報酬のみとし、業績連動による報酬は設けておりません。

### 3. 取締役報酬の業績連動報酬に係る指標、選定理由及び支給額の決定方法

取締役報酬の業績連動報酬は、代表取締役社長については当連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」を評価指標とし、代表取締役社長以外の取締役については当連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」及び中長期的な経営課題の解決に関する「個人KPI」を指標としております。

「親会社株主に帰属する当期純利益」は、当グループ全体の企業価値の向上と株主の皆様利益の最大化について責任を持つ取締役の報酬決定の指標としてふさわしいこと、「個人KPI」は各管掌分野に応じた中長期視点での重点課題の解決を目標とした指標を設定することで中長期での成長と発展に繋がることから、取締役の報酬決定の指標としてふさわしいと判断し、業績連動報酬の指標としております。支給額の決定については、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において上記の評価の妥当性を審議し、その結果を業績報酬及び株式取得型報酬のそれぞれにおいて反映させて決定しております。

役位別に設定する評価割合は以下のとおりです。

	親会社株主に帰属する当期純利益	個人KPI
代表取締役社長	100%	—
上記以外の取締役	75%	25%

### 4. 当事業年度における取締役報酬の業績連動報酬に係る指標の達成率

評価指標	達成率
親会社株主に帰属する当期純利益	97%

### 5. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	127 (15)	85 (15)	42 (-)	-	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	33 (16)	33 (16)	-	-	6 (4)
合計 (うち社外取締役 及び社外監査役)	160 (32)	118 (32)	42 (-)	-	16 (9)

(注) 1. 上記には、2020年6月22日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2020年6月22日をもって退任した監査役2名を含んでおります。

2. 業績連動報酬は、株式取得型報酬を含んでおります。

6. 取締役の個人別の報酬の内容が会社法第361条第7項の方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、取締役の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会による答申を尊重して取締役会より一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

指名・報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容及び額の決定の方法の整合性、当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめて報酬等の内容及び額を導き出す過程の合理性等をはじめとする報酬等の決定に関する事項について多角的な観点から審議を行った上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会から一任を受けた代表取締役社長に答申しました。取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、指名・報酬委員会の審議の過程と答申の内容を確認した上で、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の方針に沿うものであると判断しました。

7. 取締役会から取締役その他の第三者に対して取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る権限を委任した理由

当事業年度については、2020年6月22日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長今関智雄に対して、取締役の個別の評価及び報酬額の決定を委任しております。

当社は、業務執行を統括する代表取締役社長による決定が機動的な報酬額の決定に適していると考えられるため、上記の権限を委任したものであります。また、代表取締役社長の権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の答申を尊重して個々の取締役の報酬の内容を決定しております。

## ⑥ 社外役員に関する事項（2021年3月31日現在）

### イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・日本電気株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・一橋大学と当社との間には、賃貸等の取引関係があります。
- ・株式会社ジェネシスパートナーズと当社との間には、取引関係はありません。
- ・株式会社ファーストリテイリングと当社との間には、賃貸等の取引関係があります。
- ・味の素株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・SOMP Oホールディングス株式会社と当社との間には、取引関係はありません。
- ・株式会社高砂製作所と当社との間には、ファクタリング等の取引関係があります。
- ・NECファシリティーズ株式会社と当社との間には、ファクタリング等の取引関係があります。
- ・NECネクサソリューションズ株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。
- ・NECフィールドディング株式会社と当社との間には、リース物件購入等の取引関係があります。

ロ、当事業年度における主な活動状況  
・取締役会及び監査役会への出席状況等

	活 動 状 況
取締役 名 和 高 司	当事業年度に開催された14回取締役会全てに出席いたしました。名和高司氏は一橋大学大学院の国際企業戦略研究科教授を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点や、社外の客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員として活発な審議に参加しました。
取締役 板 谷 正 徳	当事業年度に開催された14回取締役会全てに出席いたしました。板谷正徳氏は野村ホールディングス株式会社の取締役を務めるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、独立社外取締役として一般株主、各種ステークホルダーの利益保護の観点や、社外の客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。また、指名・報酬委員会の委員として活発な審議に参加しました。
取締役 大久保 智 史	(2020年4月から2020年6月までの活動状況) 監査役として当事業年度に開催された3回取締役会全てに出席いたしました。また、2020年4月から同年6月までに開催された監査役会4回すべてに出席いたしました。経営に関する専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行いました。 (2020年6月から2021年3月までの活動状況) 取締役として当事業年度に開催された11回取締役会全てに出席いたしました。大久保智史氏は日本電気株式会社の経営企画本部長代理として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を更に当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、主に社外の客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
取締役 永 井 孝 典	就任後に開催された11回取締役会全てに出席いたしました。永井孝典氏は日本電気株式会社の社会公共企画本部長として企業経営全般において高い見識と豊富な経験を有しており、同氏の経験・知見を当社の経営に活かしていただくことを期待しております。同氏は、主に社外の客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。
監査役 音 田 亘	当事業年度に開催された14回取締役会全て、監査役会9回全てに出席いたしました。音田亘氏は日本電気株式会社等において長年にわたり経理部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的見地をもとに常勤監査役として重要会議への出席や重要書類の閲覧により当社取締役の業務執行状況を監督していただくことを期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行いました。
監査役 二 瓶 俊 哉	当事業年度に開催された14回取締役会全て、監査役会9回全てに出席いたしました。二瓶俊哉氏は日本電気株式会社において長年にわたり経理部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的な見地からの助言・提言を期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行いました。
監査役 南 治 孝 司	就任後に開催された11回取締役会全て、監査役会5回全てに出席いたしました。南治孝司氏は日本電気株式会社において長年にわたり経理・財務部門の業務に従事しており、財務・会計に関する専門的知識を有していることから、これらの専門的な見地からの助言・提言を期待しております。同氏は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、監査役会の監査並びに内部統制システムの構築にあたっての助言・提言を行いました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	113百万円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	149百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2.当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 報酬等について監査役会が会社法第399条第1項及び第2項の同意をした理由

監査役会は、会計監査人及び関係部署からの聴取及び資料収集を通じて、当事業年度における会計監査人の会計監査計画の適切性・妥当性、職務遂行状況及び前事業年度との差異並びに報酬等の前提となる見積もりの算出根拠・内容等を検証した結果、妥当であると考え、同意しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレターの作成を委託し、対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定することといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会の決議に基づき次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。この基本方針に基づき、当社代表取締役社長の指導の下、当社取締役及び従業員が一丸となって実行し、かつ、不断の見直しによってその改善を図り、適法かつ効率的な企業体制を整備しております。

- イ. 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社グループ（当社及び当社子会社を合わせたものをいいます。以下、同じ。）は、法令及び定款等社内規程の遵守の確保を目的としてNECキャピタルソリューショングループ行動規範を制定し、すべての当社取締役、従業員及び重要な子会社の取締役ならびに従業員は、日常の業務遂行においてNECキャピタルソリューショングループ行動規範に定めた事項を遵守します。
  - (b) 当社グループは、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、日常的にモニタリングを行い体制の維持・改善を図り、財務報告の信頼性の確保をはじめ、業務の有効性・効率性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全に努めます。
  - (c) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。
  - (d) コンプライアンスを企業風土として全社的かつ永続的に定着させるため、当社取締役は、自ら率先して不断の研鑽、垂範、指導を行います。
  - (e) 当社グループの取締役及び従業員に対して、NECキャピタルソリューショングループ行動規範の周知徹底のための教育研修活動を定期的に行います。
  - (f) 当社監査部は、当社グループにおける法令及び定款等社内規程の遵守状況に関する内部監査及び子会社監査を行い、監査結果を適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役に報告します。
  - (g) 当社グループにおける法令及び定款等社内規程違反行為の未然防止の徹底を図るとともに、当該違反行為の早期発見に努め、また、当該違反行為を発見した場合の報告体制として、自浄作用の維持・強化を図るため、社外専門家を窓口とする内部通報制度を設け、報告者の匿名性保持、関係者以外への報告情報の不開示、報告に基づく調査・確認・措置、再発防止策の徹底、報告者への報復行為の禁止等の措置を講じます。また、当社グループにおける内部通報制度に基づく通報の状況は、適宜、当社代表取締役社長及び当社監査役ならびに取締役会に報告します。
  - (h) 当社監査役は、企業集団における業務の適正性の確保のため、子会社の監査役等と意見交換を行い、連携を図ります。
  - (i) 内部統制委員会を設置し、当社グループにおいて、会社法及び金融商品取引法で要求されている内部統制システムの構築、推進、維持、強化を行うとともに、コンプライアンス全般及びその他の内部統制に関する対策を協議します。
  - (j) 当社と当社の主要取引先であるNECグループに属する会社との取引が法令、会計規則、その他社会規範に照らし不適切なものとならないよう徹底します。

- ロ. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 情報セキュリティに関する規程を定め、情報セキュリティの責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に行います。
  - (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等重要な会議に係る書類及び当社取締役の職務の執行に係る各種の文書、帳票類等については、法令及び社内規程に従い適切に作成、保存、管理、廃棄を行います。
  - (c) 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO27001」の認証を取得し、当社における情報資産の機密性、完全性、可用性を確保・維持します。
- ハ. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 当社は、当社グループの不測の事態発生時のリスクを回避、極小化するため、各種のリスクを想定、分類した形でリスク管理に関する規程を整備し、リスク発生時の迅速かつ適切な情報伝達と指揮命令系統の確立等、リスクマネジメントの徹底を行う危機管理体制を整備します。
  - (b) 当社の各部門は、担当業務及び主管する子会社に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
  - (c) 当社は、リスク管理の強化を多角的に図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議し、全社的なリスクマネジメントを実施します。
  - (d) 定期的に当社グループの与信及びリスクポートフォリオ並びに主要な取引先の状況を、リスクマネジメント委員会及び取締役会において報告します。
  - (e) 当社は、経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、取締役会において報告します。
- ニ. 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、当社取締役としての監督機能と執行役員としての執行機能の明確化及び各々の意思決定の迅速化を図ります。
  - (b) 当社は、職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、執行役員・部門長等の指揮命令系統、職務権限・責任を明確に規定するとともに、取締役会、経営会議等の各会議の機能・位置付け、委員会の機能・位置付け等を明確に規定し、経営を適正かつ効率的に行うための体制を整備・強化します。
  - (c) 当社グループにおいて統一的な経営を図るため、当社グループの中期計画を策定し、子会社を主管する各部門が定期的に当社代表取締役との間で子会社の目標・計画の進捗等について協議します。
  - (d) 当社グループ間ファイナンスを活用し、子会社の資金調達の効率化を図ります。
- ホ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) グループ会社の管理に関する規程を定め、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議します。また、重要な子会社については、定期的に当該子会社取締役により当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告します。

- (b) グループ会社の管理に関する規程において、災害の発生とその他経営上の重要事項については、当社に報告する体制を整備します。
- へ. 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- (a) 当社は、当社監査役の職務を補助する人員を設置します。
- (b) 当社監査役を補助する人員、業務、体制等の具体的な内容については、当社監査役との適正な意思疎通に基づき検討します。
- ト. 当社監査役の職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項
- (a) 当社監査役の職務を補助すべき従業員の人事（異動・評価・懲戒等）については、監査役の事前の同意を必要とします。
- (b) 当社監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた従業員は、当該指示・命令に関して当社代表取締役社長等の指揮命令を受けません。
- チ. 当社監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 上記へ、トに加え、当社監査役の職務を補助する人員は専任とし、当社監査役の指示が迅速かつ適切に実行されるよう体制を整えます。
- リ. 当社監査役に報告をするための体制
- (a) 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制
- ・当社取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて速やかに必要な報告を文書または口頭をもって行います。
  - ・当社監査役としての職務を適切に遂行するため、取締役会、経営会議、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会を含む会社のあらゆる会議への出席を可能とします。
  - ・当社監査部が、内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。
- (b) 子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- ・当社監査部が、子会社の法令及び定款等社内規程の遵守状況を適宜、当社監査役に報告します。
  - ・当社監査部が、当社グループに適用される内部通報制度の運用状況について、適宜、当社監査役に報告します。
- ヌ. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループに適用される内部通報制度において、内部通報者及び監査役へ報告を行った者に対する不利な取扱いを禁止します。

ル. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項  
監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設け、社内規程により費用等の処理について定めます。

ヲ. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社監査役は、監査役としての職務を適切に遂行するため、当社代表取締役社長との間で定期的な意見交換を行います。
- (b) 当社監査役は、会計監査人及び監査部との間で定期的な意見交換を行います。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. コンプライアンス体制及び業務品質向上の取り組みについて

当社は、代表取締役社長、監査役、執行役員及び関係部門長が出席する内部統制委員会を、四半期に1回開催し、当社グループの内部統制及びコンプライアンス体制全般について協議、報告を行い、それらについて日々向上を図っております。また、当社グループの全役員及び従業員を対象としたコンプライアンス教育のほか、情報セキュリティに関する教育を実施しております。

内部通報制度は、社内規程に基づく運用がなされ、その状況は取締役会に報告しております。

当社は、貸金業法、金融商品取引法その他の各種法令を遵守した業務運営について会議体を通じて関係部門が連携し、管理レベルの向上に努めるとともに実際に発生した業務上の課題や問題について、改善活動、恒久対応や事例公開を行い、会社全体の業務品質向上を図っております。

ロ. リスク管理体制について

当社は、代表取締役社長、監査役、関係執行役員及び関係部門長が出席するリスクマネジメント委員会を、四半期に1回開催し、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性のある各種のリスクに関する対策を協議しております。また、定期的に、当社グループ全体の与信及びリスクポートフォリオの状況をリスクマネジメント委員会及び取締役会において報告する等、リスク全般について日々モニタリングを行っております。

当社は、新型コロナウイルス感染拡大への対応として、お客様と従業員の安全対策を最優先に、日本国政府方針、各国政府方針及び自治体方針等に準拠し、従業員の出勤率の抑制などの各種対応を行っております。また、新型コロナウイルス感染拡大への対応下においても当社グループの事業活動を維持・継続させるために必要なICTインフラを整備し、テレワークとオフィスワークを併用しながら新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種リスクの抑制に努めております。

#### ハ. 取締役の職務の執行について

当社取締役は、毎月開催される定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会に出席し、取締役会において、法令・定款等で定められた事項、中長期的な経営方針、重要な営業案件及び子会社に関する重要事項等について審議・決議し、その他重要事項の報告を受け、取締役の職務の執行を監督しております。

#### ニ. 内部監査の実施について

当社は、年度毎の内部監査計画に基づき、当該年度の重点項目及びその他全般の項目について、当社監査部による当社グループの内部監査を実施し、その結果及び改善状況を当社代表取締役及び監査役並びに取締役会に報告しております。

#### ホ. グループ管理体制について

当社は、重要な子会社との間で、四半期に1回、当該子会社の代表取締役より当該子会社の状況を当社代表取締役へ報告し、当該子会社の重要事項について協議しております。さらに、グループ会社の管理に関する規程に基づき、定期的に、子会社を主管する各部門が子会社の事業運営に関する重要事項について、子会社の取締役及び従業員との間で緊密に連絡をとり協議しております。

#### ヘ. 監査役の職務の執行について

当社監査役は、年度毎の監査計画に基づき監査役会に出席し、監査役間の当社に関する情報共有及び議論を行っております。また、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びリスクマネジメント委員会等の重要会議への出席、各部門・営業拠点への往査、当社代表取締役社長との定期的な意見交換、社外取締役との情報連絡会の開催等を行い、これらについて、取締役会において適宜報告及び当社への必要な提言を行っております。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当は、安定配当の維持を基本方針とし、事業の見通し、配当性向などを勘案して決定いたしております。また、内部留保いたしました剰余金につきましては、今後の当社成長戦略に資することで企業価値向上を第一の目的として有効に活用してまいります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めています。

当事業年度につきましては、安定配当の維持を基本方針とする当社の配当政策に基づき、1株あたり年間60円（中間配当30円、期末配当30円）の配当を実施いたします。

#### (7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>924,361</b>	<b>流 動 負 債 の 部</b>	<b>468,192</b>
現金及び預金	39,032	流動負債	468,192
割賦債権	31,128	支払手形	563
リース債権及びリース投資資産	529,971	買掛金	21,008
賃貸料等未収金	24,671	短期借入金	41,460
営業貸付金	234,141	1年内返済予定の長期借入金	101,896
買取債権	7,613	1年内償還予定の社債	20,000
営業投資有価証券	23,465	コマーシャル・ペーパー	250,000
販売用不動産	23,230	債権流動化に伴う支払債務	2,694
前払費用	1,951	未払金	639
未収還付法人税等	176	未払費用	5,670
その他	16,987	未払法人税等	4,724
貸倒引当金	△8,008	賃貸料等前受金	11,722
<b>固 定 資 産</b>	<b>133,292</b>	預り金	3,971
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>66,699</b>	前受収益	197
賃貸資産	60,951	賞与引当金	618
建物	296	その他の他	3,026
機械及び装置	5,148	<b>固 定 負 債</b>	<b>475,576</b>
器具備品	190	社債	80,000
建設仮勘定	14	長期借入金	380,085
その他	97	債権流動化に伴う長期支払債務	4,208
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>5,013</b>	退職給付に係る負債	2,049
賃貸資産	1,216	その他の他	9,232
その他の無形固定資産	3,796	<b>負 債 合 計</b>	<b>943,768</b>
ソフトウェア	1,617	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア仮勘定	254	株主資本	95,232
のれん	1,726	資本金	3,776
その他	198	資本剰余金	4,645
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>61,579</b>	利益剰余金	86,811
投資有価証券	46,806	自己株式	△0
破産更生債権等	3,825	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>337</b>
長期前払費用	1,780	その他有価証券評価差額金	517
退職給付に係る資産	332	繰延ヘッジ損益	△263
繰延税金資産	9,912	為替換算調整勘定	△51
その他	1,887	退職給付に係る調整累計額	133
貸倒引当金	△2,964	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>18,315</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>113,885</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,057,653</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,057,653</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	221,255
売上原価	195,428
売上総利益	25,827
販売費及び一般管理費	19,862
営業利益	5,965
営業外収益	350
受取利息	8
受取配当金	58
持分法による投資利益	10
為替差益	191
投資事業組合等投資利益	0
その他	80
営業外費用	226
支払利息	19
投資事業組合等投資損失	112
投資有価証券評価損	57
その他	37
経常利益	6,089
税金等調整前当期純利益	6,089
法人税、住民税及び事業税	6,027
法人税等調整額	△3,889
当期純利益	3,951
非支配株主に帰属する当期純損失	△167
親会社株主に帰属する当期純利益	4,118

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,776	4,645	83,981	△0	92,403
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,291		△1,291
親会社株主に帰属する当期純利益			4,118		4,118
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
持分法の適用範囲の変動			2		2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,829	△0	2,829
当 期 末 残 高	3,776	4,645	86,811	△0	95,232

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	465	△143	54	△54	321	12,523	105,248
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,291
親会社株主に帰属する当期純利益							4,118
自 己 株 式 の 取 得							△0
持分法の適用範囲の変動							2
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	51	△119	△105	188	15	5,791	5,807
当 期 変 動 額 合 計	51	△119	△105	188	15	5,791	8,636
当 期 末 残 高	517	△263	△51	133	337	18,315	113,885

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>872,799</b>	<b>負債の部</b>	<b>455,734</b>
現金及び預金	27,067	流動負債	
割賦債権	30,138	支払手形	563
リース債権	79,098	買掛金	20,795
リース投資資産	434,680	短期借入金	31,391
賃貸料等未収入金	24,171	1年内返済予定の長期借入金	101,394
営業貸付金	214,912	1年内償還予定の社債	20,000
販売用不動産	10,520	コマーシャル・ペーパー	250,000
前渡金	1,326	債権流動化に伴う支払債務	2,694
前払費用	1,808	未払金	438
関係会社短期貸付金	41,401	未払費用	5,550
その他	13,180	未払法人税等	4,576
貸倒引当金	△5,509	賃貸料等前受金	11,651
<b>固定資産</b>	<b>139,815</b>	預り金	3,366
<b>有形固定資産</b>	<b>60,283</b>	前受取益	114
賃貸資産	59,927	賞与引当金	606
建物	232	その他の	2,590
器具備品	123	<b>固定負債</b>	<b>466,306</b>
建設仮勘定	0	社債	80,000
<b>無形固定資産</b>	<b>3,068</b>	長期借入金	371,250
賃貸資産	1,216	債権流動化に伴う長期支払債務	4,208
その他の無形固定資産	1,851	退職給付引当金	2,159
ソフトウェア	1,576	資産除去債務	1,120
ソフトウェア仮勘定	254	その他	7,567
その他	20	<b>負債合計</b>	<b>922,041</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>76,463</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	21,536	株主資本	90,298
関係会社株式	22,665	資本金	3,776
関係会社社債	256	資本剰余金	4,648
関係会社出資金	6,113	資本準備金	4,648
関係会社長期貸付金	13,488	利益剰余金	81,874
破産更生債権等	3,688	利益準備金	71
長期前払費用	1,669	その他利益剰余金	81,802
前払年金費用	249	別途積立金	77,690
繰延税金資産	7,994	繰越利益剰余金	4,112
その他	1,628	自己株式	△0
貸倒引当金	△2,828	評価・換算差額等	275
		その他有価証券評価差額金	498
		繰延ヘッジ損益	△222
		<b>純資産合計</b>	<b>90,573</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,012,614</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,012,614</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	209,914
賃 貸 料 収 入	191,177
割 賦 売 上 高	471
フ ァ イ ナ ン ス 収 益	6,297
そ の 他	11,967
売 上 原 価	191,063
賃 貸 原 価	177,934
フ ァ イ ナ ン ス 原 価	29
資 金 原 価	3,035
そ の 他	10,063
売 上 総 利 益	18,850
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,286
営 業 利 益	4,564
営 業 外 収 益	953
受 取 利 息	406
受 取 配 当 金	451
投 資 事 業 組 合 等 投 資 利 益	49
そ の 他	45
営 業 外 費 用	486
支 払 利 息	338
投 資 事 業 組 合 等 投 資 損 失	58
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	55
そ の 他	33
経 常 利 益	5,031
特 別 損 失	33
関 係 会 社 株 式 評 価 損 失	18
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	14
税 引 前 当 期 純 利 益	4,997
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,665
法 人 税 等 調 整 額	△4,035
当 期 純 利 益	3,366

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合			
			資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	3,776	4,648	71	75,790	3,937	79,799	△0	88,223	
当 期 変 動 額									
別 途 積 立 金 の 積 立				1,900	△1,900	-		-	
剰 余 金 の 配 当					△1,291	△1,291		△1,291	
当 期 純 利 益					3,366	3,366		3,366	
自 己 株 式 の 取 得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	1,900	174	2,074	△0	2,074	
当 期 末 残 高	3,776	4,648	71	77,690	4,112	81,874	△0	90,298	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	324	△88	235	88,458
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立				-
剰 余 金 の 配 当				△1,291
当 期 純 利 益				3,366
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	174	△134	39	39
当 期 変 動 額 合 計	174	△134	39	2,114
当 期 末 残 高	498	△222	275	90,573

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

NECキャピタルソリューション株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 敬 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 範 之 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、NECキャピタルソリューション株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NECキャピタルソリューション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

NECキャピタルソリューション株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 貞 廣 篤 典 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 敬 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 範 之 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECキャピタルソリューション株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画に基づき、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、取締役及び執行役員その他の使用人並びに内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他の重要会議に出席し適宜意見も述べ、取締役及び執行役員その他の使用人からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社並びに拠点における業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 内部統制システムに関する取締役会決議の内容並びにその構築及び運用の状況について、取締役及び執行役員その他使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見も述べました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役及び執行役員その他の使用人並びに有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び 検証するとともに、会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、その職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

NECキャピタルソリューション株式会社監査役会

常勤社外監査役 音 田 亘 ㊟

常 勤 監 査 役 村 井 克 行 ㊟

社 外 監 査 役 二 瓶 俊 哉 ㊟

社 外 監 査 役 南 治 孝 司 ㊟

以 上





## 【株主総会会場ご案内図】

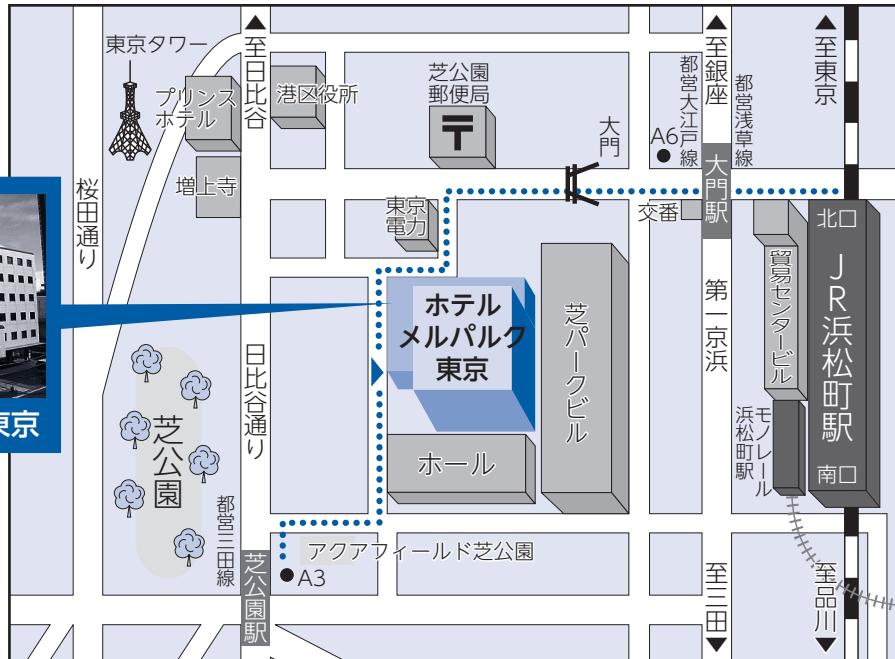
〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
ホテルメルパルク東京 4階 孔雀（くじゃく）の間

ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解  
くださいますようお願い申し上げます。



ホテルメルパルク東京

ご来場の株主様は、  
マスクの持参・着用を  
お願い申し上げます。



### 会場まで

- JR  
浜松町駅（北口）から徒歩8分
- モノレール  
浜松町駅（北口）から徒歩8分
- 地下鉄  
芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分  
大門駅（都営浅草線、都営大江戸線）A6出口から徒歩4分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

